

# 子ども・子育て支援新制度（総論）

# 子ども・子育て支援法に関する事業の概要（令和8年度）

## 市町村主体

## 国主体

### 子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援

#### 施設型給付費

認定こども園 0～5歳

#### 幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園  
3～5歳

保育所  
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

#### 地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

### 子育てのための施設等利用給付

施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る支援

#### 施設等利用費

施設型給付を受けない幼稚園

特別支援学校

預かり保育事業

認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

### 乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）

就労要件を問わない通園の支援（0歳6か月～2歳）

#### 乳児等支援給付費

保育所・認定こども園・幼稚園等への月10時間までの通園

### 地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた子育て支援

- ①利用者支援事業（事業追加）
- ②延長保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑤放課後児童健全育成事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧・養育支援訪問事業
  - ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
  - ・子育て世帯訪問支援事業
  - ・児童育成支援拠点事業
  - ・親子関係形成支援事業
- ⑨地域子育て支援拠点事業
- ⑩一時預かり事業
- ⑪病児保育事業
- ⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑬妊婦健診
- ⑭産後ケア事業

### 仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての両立支援

- ①企業主導型保育事業
- ②企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
- ③中小企業子ども・子育て支援環境整備事業

### 児童手当等交付金

〔児童手当法に基づく児童手当等の給付〕

- ・3歳未満 第1、2子 15千円 第3子以降 30千円
- ・3歳～高校生年代 第1、2子 10千円 第3子以降 30千円

### 妊婦支援給付費

〔子ども・子育て支援法に基づく妊婦への給付〕

- ・妊婦への支給認定時 50千円
- ・こどもの人数届出時 50千円×こどもの人数

現物給付

現金給付

# 利用者が活用できるメニューの全体像

## 毎日施設に預ける・通う

### 認可施設・事業（国と自治体が公費支援）

保育所  
0～5歳

認定こども園  
0～5歳

幼稚園  
3～5歳

小規模保育  
0～2歳・3～5歳

事業所内保育  
0～2歳

家庭的保育  
0～2歳

### 認可外保育施設

**認可外保育施設**  
※自治体独自の保育施設、ベビーホテル、事業所内保育施設（企業主導型除く）を含む。

**企業主導型保育施設**  
※事業所内保育の一類型  
※事業主拠出金により運営

## 時間単位で通う

**こども誰でも通園制度**  
0歳6か月～2歳 ※月に10時間まで

## 自宅などで預かってもらう

### 認可事業（国と自治体が公費支援）

居宅訪問型保育  
0～2歳

### 認可外の居宅訪問型保育

個人のベビーシッター  
ベビーシッター事業者



### 企業主導型ベビーシッター

※事業主拠出金により運営  
※認定を受けたベビーシッター事業者を利用する場合の補助

## 保育等を一時的に利用する

ファミリー・  
サポート・センター

病児保育

一時預かり

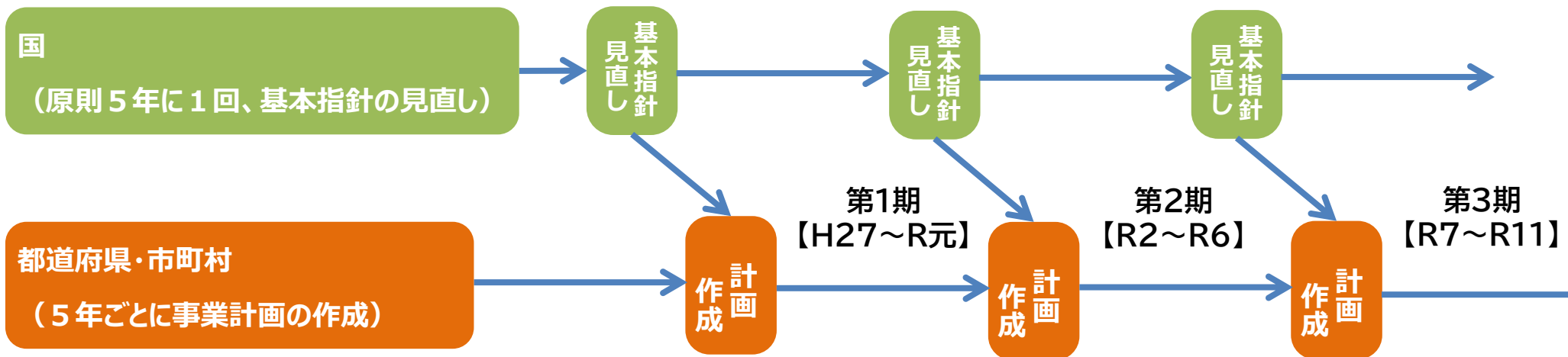
# 子ども・子育て支援事業計画について

- **市町村子ども・子育て支援事業計画・都道府県子ども・子育て支援事業支援計画**は、国が示す基本指針（※）に即して、**5年間の計画期間**における教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「**量の見込み**」及びそれに対応する「**提供体制の確保の内容**」「**実施時期**」等を定めるもの。

注）子ども・子育て支援事業計画は、地域福祉計画、障害者計画、障害児福祉計画などの計画と調和が保たれたものとする必要がある。

※ 地方自治体の事業計画の作成指針として、国が策定するもの。子ども・子育て支援の意義や、市町村子ども・子育て支援事業計画・都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的記載事項などを定めている。

## 【計画策定に係る工程】



※ 子ども・子育て支援事業計画に定めた量の見込みと実際の認定状況に乖離がある場合等は、地域の実情に応じ中間年を目安として、計画を見直す（中間年見直し）。

# 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

- 市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。（新制度の実施主体として、全市町村で作成。）

## 子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用せず  
家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
学校教育+保育+放課後児童クラブ  
+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用せず  
家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
子育て支援

## 需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

## 市町村子ども・子育て支援事業計画（5か年計画）

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、  
「量の見込み」（現在の利用状況+利用希望）、「確保方策」（確保の内容+実施時期）を記載。

## 計画的な整備

## 子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※  
\*私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者  
家庭的保育事業者  
居宅訪問型保育事業者  
事業所内保育事業者

= 地域型保育給付  
の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

## 地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業  
・一時預かり事業  
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業  
・病児保育事業

放課後  
児童クラブ

# 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

## ○ 市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント - 「量の見込み」、「確保の内容」・「実施時期」

### <量の見込み>

- ・ 幼児期の学校教育・保育、こども誰でも通園制度、地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を踏まえて記載（参酌標準）。  
→ 住民の利用希望の把握が前提。（子ども・子育て支援法第61条第4項）

### <確保の内容・実施時期>

- ・ 幼児期の学校教育・保育について、施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育事業による確保の状況を記載。
- ・ 量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。  
（例）令和7年度に地域型保育事業（50人分）を整備、令和8年度に施設（100人分）を整備
- ・ こども誰でも通園制度、地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。  
量の見込みとの差がある場合、事業の整備が必要。

## ○ 提供区域の設定（学校教育・保育の提供区域を基本としつつ、こども誰でも通園制度等について独自の設定も可能）

※下記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。

## ○ 幼児期の学校教育・保育

### <量の見込み>

- 教育のみ <1号>
- 保育の必要性あり（3-5歳） <2号>
- 保育の必要性あり（0-2歳） <3号>

### <確保の内容・実施時期>

- 施設（認定こども園、幼稚園）で確保
- 施設（認定こども園、保育所）、小規模保育事業で確保
- 施設（認定こども園、保育所）、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

例)「保育の必要性あり（3-5歳）<2号>」→地域型保育事業で確保

- こども誰でも通園制度
- 地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

制度・事業ごとの量の見込み

確保の内容、実施時期  
不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
- 子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進

# 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ

